口

宅地建物取引業の免許の取消し(住宅課)

農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月六日

山口県知事

村 岡 嗣

政

農用地利用配分計画の概要

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年一月六日から同月二十日までの間、

山口県

報

○告示

河川区域の変更による廃川敷地等

りました。

の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があ

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項

(I) 農用地利用配分計画の認可の申請

目

次

1月6日 (火曜日) 兀

廃川敷地等の種類及び数量 山口市阿東徳佐下字とびや一二一八番七 五七三・〇二平方メートル

廃川敷地等の位置

平成二十七年一月六日

\equiv

平成 27年

山口県告示第一号

四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十

いて縦覧に供する。 その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所山口支所に備え置

平成二十七年一月六日

平成27年1月6日

廃川敷地等が生じた年月日 阿武川水系阿武川 河川の名称

> 山口県知事 村 圌 嗣 政

杉村共榮士	石田官	芳川 勲	中澤善美樹	株式会社仁保農産	農事組合法人おおさこ	の里 農事組合法人あいさい	氏名又は名称	賃借権の設定
/ 油谷久富一	三八二 油谷向津具工	七 長門市油谷蔵小田-	/ 佐山三四	山口市仁保上郷一	ク 伊陸九五二	柳井市日積三九六日	住	の設定等を受ける者
六	下四	九一	=	六		四	721	
一〇六一ほか	上ケー九八六	西村一八五三長門市油谷河	九〇の一ほか	三六三六の三山口市仁保下	五の一ほか一	六八九の一は柳井市日積字	所	賃借檢
7.富字永石	八ほか二筆円津具上字	二ほか八筆の原字一の	が一筆田一八	二郷字向田	一筆重八五	お馬ノ巣二	在	賃借権の設定等を受ける土地
三七、八一五	四、三八三	二二、四九八	四、〇六	一五五	六、六三	七、三〇二	(平方メートル)	受ける土地
	ク 油谷久富一一六 ク	共築士 ・ 油谷久富一一六 ・ 油谷久富字永石 ・ 油谷内津具下四 ・ 油谷久富字永石 ・ 油谷人富字永石	大祭士 一 油谷久富一一六 一 油谷久富字永石 三八二 一 油谷向津具下四 上ケー九八六ほか二筆 上ケー九八六ほか二筆 上ケー九八六ほか二筆 上ケーカ八六ほか二筆 上ケーカ八六ほか二筆 上ケーカ八六ほか一五筆 上ケーカ八六ほか一五筆 上ケーカ八六目か一五筆 上ケーカ八六目か一五筆 上ケーカース・ロール・コード 1 では、 1	大祭士 「	会社仁保農産 山口市仁保上郷一六 点 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組合法人おおさこ 。 伊陸九五二 。 伊陸内五二 に 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 元 一 正 一 五 の 一 ほ か 二 筆 工 の 一 に か 一 筆 エ の 一 に か 一 筆 エ の 一 に か 一 筆 エ の 一 に か 一 筆 上 ケ ー 九 八 六 に か 二 筆 エ の 一 に か 一 筆 上 ケ ー 九 八 六 に か 二 筆 エ の 一 に か 一 筆 上 ケ ー 九 八 六 に か 二 筆 工 の 一 に か 一 筆 上 ケ ー 九 八 六 に か 二 筆 工 の 一 に か 一 筆 エ の 一 に か 一 至 か 一 至 か 一 至 か 一 至 か 一 至 か 一 年 か 一 五 か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か 一 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の 一 に か ー 五 章 工 の ー に か ー 五 章 工 の ー に か ー 第 本 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 第 本 の ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー を の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー に か ー 章 工 の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー の	組合法人あいさい 柳井市日積三九六四 柳井市日積字鷹ノ組合法人おおさこ 。 伊陸九五二 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一日か二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか二筆」 「一〇六一ほか一年」 「一〇六一ほか一年」 「一〇六一ほか一年」 「一〇六一ほか一年」 「一〇六一ほか一五筆」 「一〇六一日か一五筆」 「一〇六一日前一日)「一〇六一日前一日)「一〇六一日前一日)「一〇六一日前一日)「一〇六一日前一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「一日)「	共築士 ・ 油谷久富一一六 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷向津具下四 ・ 本谷久富字永石 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二筆 大祭士 ・ 油谷久富一一六 ・ 一〇六一ほか二等 大祭士 ・ 油谷久富字永石 ・ 一〇六一ほか一年 大祭士 ・ 油谷久富字永石 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

号

報

 \Box

Щ

ほ か字 八仏 七堂
一はかれた
筆 の一ほか一九
筆追五二四の三ほか四五の三ほか四五
二筆の一ほか二の一ほか二の一を四二の一まか二の一まか二の一
- 九七の二ほか一三〇 九七の二ほか一三〇
か一三九筆 字榎田五二
一ほか四六筆俵山字井領一六
田二三〇ほか一一九筆
〇二の二ほか一三四深川字下黒岩
三ほか七四筆 字芋ケ追二
五の五ほか一三三年の五ほか一三三
一二七ほか三五筆三隅下字三反
四三の一ほか一
一ほか一〇四筆三隅上字中河原
二隅下字岸田
九の一ほか三筆西深川字毛なし
二〇の一ほか四筆 日置上字下柱松
九一四ほか二筆
七八の三ほか一油谷新別名字隅

平成二十六年十二月十五日 申請年月日

二) 換地計画書の縦覧

当であると決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四 において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 二条の二第一項の規定により、周南市夜市北部地区(城山第一換地区)の換地計画を 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五

平成二十七年一月六日

山口県知事

村

岡

嗣

政

縦覧に供する書類

周南市夜市北部地区 (城山第一換地区)換地計画書の写し

平成二十七年一月七日から同月二十六日まで 縦覧の期間

縦覧の場所

山口県周南農林事務所

三) 宅地建物取引業の免許の取消し

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条第一項の規定によ 次のとおり宅地建物取引業の免許を取り消しました。

平成二十七年一月六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

会社の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	名称代表
厚生	表者の
○号	事務所の所在地
第五二五号山口県知事生	免許番号
平成二六、一二、一六	免許取消年月日

Ŧi.	ページ	
下	段	
表中	箇所	
周南土木建設事務所	誤	
周南土木建築事務所	正	



正

平成二十七年一月六日発行平成二十七年一月六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁